

神戸市特例屋外広告業届出における提出書類

特例屋外広告業の届出及び変更届に必要な書類は以下の一覧表のとおりです。

特例屋外広告業の届出（新規） 提出書類等一覧

書類の名称（様式の番号）	注意事項
特例屋外広告業届出書 （様式第9号の11）	
業務主任者の資格を証する書面	本人の原本証明が必要
兵庫県知事から受けた屋外広告業登録証の写し（兵庫県知事の印のあるもの）	兵庫県知事から受けた登録事項証明の写しでも可

備考

- 1 「業務主任者の資格を証する書面」とは、屋外広告士登録証や屋外広告物講習会修了証等の写しに本人の原本証明をしたものをいいます。

特例屋外広告業届出変更事項届出書（変更・更新） 提出書類等一覧

書類の名称（様式の番号）	注意事項
特例屋外広告業届出事項変更届出書 （様式第9号の12）	
業務主任者の資格を証する書面	業務主任者を変更した場合のみ。 本人の原本証明が必要
兵庫県知事から受けた屋外広告業登録証の写し（兵庫県知事の印のあるもの）	兵庫県知事から受けた登録証の写しがない場合、変更届受理印の写しでも可。
屋外広告業変更届受理印の写し （兵庫県が発行のもの）	※どちらか一方の提出で可